


所管部課	子育て支援部 青少年課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市立学童保育所指導員の設置に関する要綱の一部を改正する訓令について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市立学童保育所指導員の設置に関する要綱について、東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例との整合性を図るほか、年次有給休暇の半日取得に関する規定について、現状との整合性を図るため、一部改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①第3条1項の委嘱の要件について、「東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）第11条第2項各号のいずれかに該当する者であつて、健康状態が良好で業務に耐えられるもの」とする。</p> <p>②第9条第4項の半日年次有給休暇について、「その日の所定の勤務時間の2分の1」とする。</p> <p>(2) 施行日 市長決裁日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>①東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例との整合性を図ることができる。</p> <p>②半日年次有給休暇について、適切な規定とすることができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特に無し。</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。